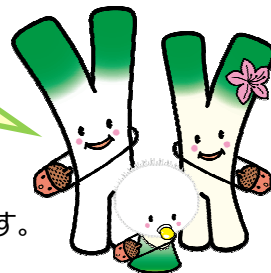


米子市 不妊治療費助成事業のお知らせ



米子市では、保険適用外の不妊治療（体外受精や顕微授精）費用の一部を助成しています。
※不妊検査のみ・着床前検査は助成対象外です。鳥取県にお問い合わせください。

○対象者

「鳥取県不妊治療費助成金」の交付決定を受けており、申請時に米子市に住所を有する方（本人または配偶者）

○助成金額 「鳥取県不妊治療費助成金」の「算定基準額」と「交付決定額」の差額

①保険診療を組み合わせて実施された先進医療：上限2万5千円

※1組の夫婦につき、一の子に係る治療について1回に限ります

②全額自費診療（保険適用外）

・採卵を伴う治療：上限5万円

・採卵を伴わない治療、採卵したが卵が得られず中止した場合：上限2万5千円

※治療開始日が令和4年3月31日以前の方は事前にご相談ください



○申請期限

「鳥取県不妊治療費助成金」の交付決定日から1年間（令和7年4月1日以降に治療を終了された方）

※令和7年1月から3月までに治療終了され、「鳥取県不妊治療費助成金」の交付決定が4月以降になった方の申請期限は令和8年3月31日までです

※できるだけ早めの手続きをお願いします

○申請に必要なもの

①米子市特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（申請窓口やホームページにあります）

②鳥取県不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書（鳥取県から発行されます）※

③不妊治療に係る領収書（原本）※ ※②と③は確認後返却します

④振込先の口座番号が確認できるもの（通帳など）



米子市ホームページ

○申請窓口 米子市健康対策課（ふれあいの里3階）

■申請の流れ ※先に鳥取県の助成金を申請し、交付決定を受けてから米子市の助成金の申請をしてください

①治療終了

②鳥取県に
申請

③鳥取県が
審査・決定

④米子市に
申請

⑤米子市が
審査・決定

まずは、
鳥取県の申請を
お願いします

鳥取県 お問い合わせ先

米子保健所 健康支援総務課

米子市萩町一丁目160番地
鳥取県西部総合事務所2号館3階
☎0859-31-9319

米子市不妊治療費助成事業のお問合せ先

米子市健康対策課

米子市錦町一丁目139番地3 ふれあいの里3階
☎0859-23-5468 FAX0859-23-5460

